

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金概要

(令和7(2025)年4月1日から適用)

貸付金の種類	貸付対象							資金の内容	貸付金の限度額	据置期間	償還期間	利 子
	母子家庭の母	母子家庭の児童	父子家庭の父	父子家庭の児童	寡婦	寡婦の子	父母のない児童					
事業開始資金	○		○		○			事業等を開始するのに必要な設備費、什器、材料費のための資金	個人 3,580,000円	貸付後1年以内	7年以内	連帯保証人を立てる場合…無利子
							○		団体 5,370,000円			
事業継続資金	○		○		○			事業を継続するための運転資金	個人 1,790,000円	貸付後6か月以内	7年以内	連帯保証人を立てない場合…年1.0%
							○		団体 1,790,000円			
修学資金		○		○		○	○	就学の際に必要な授業料、書籍代、通学等の資金	別紙のとおり	卒業後6か月以内	20年以内 ※専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
就学支度資金		○		○		○	○	入学準備のための資金	別紙のとおり	卒業後6か月以内	20年以内 運用5年以内	無利子
技能習得資金	○		○		○			配偶者のいない女子又は男子が知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円	知識技能習得後1年以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合…無利子 連帯保証人を立てない場合…年1.0%
									自動車運転免許取得の場合の特別貸付 460,000円			
									入学金・前納制学費が月額を超える場合の特別貸付 816,000円			
修業資金		○		○		○	○	児童が知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円	知識技能習得後1年以内	20年以内	無利子
									自動車運転免許取得の場合の特別貸付 460,000円			
就職支度資金	○	○	○	○	○		○	就職のための資金	110,000円	貸付後1年以内	6年以内	連帯保証人を立てる場合…無利子 連帯保証人を立てない場合…年1.0% ※児童に係る貸付は無利子
									通勤用自動車の購入が必要な場合の特別貸付 340,000円			
医療介護資金	○	○	○	○	○			医療費支払いのための資金、介護保険給付を受けるための資金	340,000円	治療後・介護受給後6か月以内	5年以内	
									(特別貸付) 480,000円			
									(介護保険給付) 500,000円			
生活資金	○		○		○			技能習得中の生活維持のための資金	月額 141,000円	技能習得後6か月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合…無利子
								医療・介護を受けている間の生活維持のための資金	月額 114,000円 (生計中心者でない場合76,000円)	治療・介護後6か月以内	5年以内	
								失業して1年を経過するまでの生活維持のための資金		貸付後6か月以内	5年以内	
	○		○				家計急変者のための資金	児童扶養手当(全部支給の額)に準拠した額	貸付後6ヶ月以内	10年以内		
							配偶者のない女子又は男子となって7年を経過するまでの生活維持のための資金	月額 114,000円 (生計中心者でない場合76,000円) (総額2,736,000円)	貸付後6か月以内	8年以内		
								養育費の取得のための裁判費用(1,368,000円)				
住宅資金	○		○		○			住宅の建設、購入補修、保全、増改築のための資金	(災害時以外の補修等) 1,500,000円	貸付後6か月以内	6年以内	
								(災害時等の特別貸付) 2,000,000円	7年以内			
転宅資金	○		○		○			転居のための資金	260,000円	貸付後6か月以内	3年以内	
結婚資金		○		○		○		結婚式・披露宴等に必要な資金	330,000円	貸付後6か月以内	5年以内	